

第二十二回国会  
衆議院

大蔵委員会・地方行政委員会・運輸委員会・建設委員会連合審査会議録第二号

昭和三十年六月三日(金曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 松原喜之次君

理事内藤 友明君 理事森下 國雄君

理事大平 正芳君 理事奥村又十郎君

理事橋路 節雄君

杉浦 武雄君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

川野 芳満君 黒金 泰美君

小山 長規君 薄田 美朝君

古川 文吉君 石村 英雄君

石山 耀作君 横山 利秋君

井上 良二君 田万 廣文君

地方行政委員会

委員長 大矢 省三君

理事安藤 覺君 理事池田 清志君

理事鈴木 直人君 理事前尾繁三郎君

理事門司 亮君

唐澤 俊樹君 木崎 茂男君

櫻内 義雄君 徳田與吉郎君

丹羽 兵助君 青木 正君

熊谷 憲一君 吉田 重延君

西村 彰一君

運輸委員会

委員長 原 健三郎君

理事白井 莊二君 理事青野 武一君

理事中居英太郎君

岡崎 英城君 上林山榮吉君

佐伯 宗義君 濱野 清吾君

堀内 一雄君 關谷 勝利君

永山 忠則君 井岡 大治君

正木 清君 山口丈太郎君

池田 禎治君 大西 正道君

建設委員会

委員長 内海 安吉君

理事秋野 豊平君 理事廣瀬 正雄君

理事瀬戸山三男君 理事逢澤 寛君

理事今村 等君

大高 康君 藤原 雄次君

山口 好一君 大島 秀一君

久野 忠治君 二階堂 進君

有馬 輝武君 小松 幹君

中島 巖君 石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

建設大臣 竹山祐太郎君

國務大臣 川島正次郎君

出席府委員長

總理府事務官(自治行政事務局長)

大蔵事務官 奥野 誠亮君

(主計局長) 原 純夫君

大蔵事務官 渡辺喜久造君

(主税局長) 富樫 凱一君

建設技官(道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

運輸技官(自動車局整備部長) 津守 巧君

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

地方行政委員会専門員 有松 昇君

地方行政委員会専門員 長橋 茂男君

運輸委員会専門員 志鎌 一之君

建設委員会専門員 西畑 正倫君

建設委員会専門員 田中 義一君

本日の会議に付した案件

地方道路税法(内閣提出第三二号)

地方道路譲与税法(内閣提出第三二号)

〔松原大蔵委員長長席に着く〕

○松原委員長 これより大蔵委員会地方行政委員会運輸委員会建設委員会連合審査会を開会いたします。

地方道路税法及び地方道路譲与税法の両法案を一括議題といたします。

前回は両法案について提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日はこれより質疑を行います。質疑は四委員長の協議によつて定めた順序によりこれを許します。

なお、各大臣は参議院の本院議に出席の予定がありますので、質疑者はなるべく簡潔に要点のみを述べ、願ひ、議事の進行に御協力願ひたいと存じます。まず永山忠則君。

○永山委員 ちよつと議事進行について申し上げます。大臣が御出席がないということでは、この四つの大合同委員会であるので、質疑をやるわけにいかないというので先般は延ばしたのですが、本日は、大臣は二時から参議院へ行かれるということでございまして、それではもうほとんど時間はないのでございまして。元來この四連合委員会が合同で審議をいたします目的は、重大な案件でもありますし、大臣の特に御出席を願つて御考慮願ひねばならぬという目的においてやつたのでございまして、大臣がおられるまで質問いたして、その後においては、大臣が来られるまで休憩をするという御方針でございまして、どうですか。

○松原委員長 質問者の御都合によつて、さう取り計らつてもよいと思つております。

○永山委員 前回は四委員長申し合せで、大臣の特に出席を求めるといふことで合議を進めようといふことでございまして、どこまでもその方針を堅持していただくことをお願いを申し上げます。

それでは関係大臣に質問いたしますが、大蔵省から国会に提出されました揮発油税額に關する検討の中で、横山委員の質問に対して提出された揮発油税の予算額と収入額というものがございまして、この数量、金額といふものと、通産、運輸で外貨割当の予想量として合議をされて推定されました本年度のガソリンの推定需要量といふものに差異がございまして、この点は御存じでございまして。

○一萬田國務大臣 通産の方が二百六十八万キロリッターくらいですが、一方は二百五十万キロリッター、これは、今外貨の割当とかいろいろ理由があると思ひますが、その違いについて、大体結局的に言へば、さういふふうには数字が違つておるが、税の上ではほぼ同じような使用量になるように説明を聞いておりますが、数字的に詳しくいことは政府委員から説明をさせます。

○渡辺政府委員 簡単に大蔵省の方の積算の基礎を御説明申し上げたいと思ひます。現在積算しております数字は、課税の量といたしましては二百三十五万キロリッターでございまして、これは最近における課税実績から見まして計算した数字でございまして、大体数量としまして年間引取量は二百五十万キロリッターと見まして、その中で航空用その他で免税されますものを五万キロリッター、そうすると二百四十万キロリッターになります。揮発油税におきましては、三・七の一応欠減を見ておりますので、それによりまして九六・三をかけますと、その結論が二百三十五万キロリッター、さういふ概算をしております。それで、通産省の方で一応考えているといわれる二百六十八万キロリッターと二百五十万キロリッターとの間でどういふふうに開くか、その点が御質問の一点だと思いますが、二百六十八万キロリッターにつきましては、外貨予算も一応確實にきまつておらない点もございまして、それを一応おきまして、二百六十八万キロリッターの内容を伺つて参りますと、年度の初めと年度の終りの間に、手持ちの量が四万七千キロリッター、約五万キロリッターあたりの手持ち量の減があります。これは市場にある手持ち量の減であります。課税の上から見ますと、本年度の課税というよりも昨年度の課税の方に入つていふように考えらるべきものと思つております。

それからも一つ、御承知のように

揮発油税につきましては、徴収の猶予期間が引き取りから二カ月半現在でございます。消費の電が増加して参らないときですと、これはあまり考慮する必要はないわけでありまして、消費の量のふくれて参る時期におきましては、やはりこの二カ月半のずれというものが課税の上には相当響いて参ります。一応通産省ともつき合せてみました。約十キロリッターくらい消費のずれがあるように思いますが、従いまして、二百六十八万キロリッターから十五万キロリッターを引きますと、二百五十三万キロリッター、三万キロリッターというところを二百五十万キロリッターと踏んでおられるところに多少問題がありますが、ただわれわれの方で見ている二百五十万キロリッターが、通産の場合にはこれより多少多いという問題がございます。一応通産の計画も計画でございますし、外貨予算の点もまだ最終的にきまつておりませんので、まあ現在として二百五十万キロリッターと見ておることが特に過小に見ていることにはならないと思っております。大体いいところじゃないか、かように思っております。

○永山委員 運輸の方は車両の台数をもつての計算を精細に出しているのではありませんか、絶えず外貨割当の際には押えられている関係で、すでにその差を生じているわけでございますが、この通産、運輸関係の外貨割当関係と大蔵関係とのこの差を生じている点に對して、さらにこの自動車の、昭和二十九年末と昭和三十一年末との増率率というものが大きいものを言うのであります、大蔵當局が出席されておられます数字によりますと、昭和二十

十五年から三十年までの間には推定数量の關係が、二十五年と二十六年は三十二万七千キロの上昇をいたしてあります。さらに二十六年と二十七年には六十二万二千キロの上昇を見ております。二十七年と八年との間には五十万キロであるという。二十八年と九年との間は四十五万三千キロでございますが、この二十九年と三十年との間はわずかに一万五千キロの開きしか上昇を見ていないのでございます。また金額におきまして、二十五年、二十六年、二十七年、二十八年と大体十二億ないし十七億の収入増が予算額よりあるのでございます。ことに二十九年は五十億の収入増を見ておりますが、本年はこれに對してわずかに一億九千五百万円しか収入増を見ていないのでございます。特に二十九年と三十年が、この上昇率から見るとほとんど開きがないというふうな案になつておるが、その理由をお聞きしたいのであります。

○渡辺政府委員 今のお話でございますが、おそらく本年の見積りの基礎となつた二百五十万キロリッターと、一応昨年の実績として出ております数字二百四十九万キロリッター、この差が非常に少ないじゃないか、こういうお話だと思ひますが、二百四十九万キロリッターにつきましては、昨年実は揮発油税につきまして半月徴収猶予を短縮いたしました。従いまして二百四十九万キロリッターの中に入つております数字は、これは十二カ月分でございます。その点を一点御説明申し上げておいた方がいいと思ひます。従いまし

て、これを十二カ月分に計算いたしました二百三十九万キロリッターになる。ですから、今度十萬キロリッターの増加を一応計算している、こういう数字に相なるわけでありまして、それから税額におきまして増加が見てないというふうなお話でございますが、二十九年の予算におきましては、二百三十七億見ておきまして、現行法によりまして揮発油税は、一応先ほど申しましたような關係によりまして、現行法のままでありますと三百六十億という計算をしております。この三百六十億がそれではどういふわけで二百五十九億になつていくかという点につきましては、現在御審議願つております地方道路税のこの關係によりまして、この法案が御賛成を得ますれば、四月から一応二千円相当分は地方道路税として特別会計に繰り入れられる、一応こういうふうな格好になるものでございまして、従いまして、一万一千円で計算してありますので、金額としましては二百五十九億という数字になるわけでございます。

○永山委員 この数字の大蔵省の魔術的なものに対しては、詳細に十分にさらに検討を加えなければいけないのであります。一人で多くの時間をとつてこの数字の争ひをしてもしょうがないので、適當なときに事務當局と十分御相談をしなければならぬと思ひますが、概念的に申しまして、二十九年から三十年の二月末まで、二車兩關係におきまして実に二五%の増となつておるのであります。この二五%をいろいろの關係でパーセンテージを下げて計算いたしました、大蔵省の本年度の予算の金額はあまりにも

低過ぎまして、全く実情に沿わない状態にあるのでございます。この点に關しまして、一応数字關係においては全然意見を異にしておるということを申し上げておきます。

次の点は、元來自動車用は実に九五%燃料を使つておるのでございまして、しかも六五%の課税を受けておる。さらにこれが増税を受けるということになりますならば、今日低物価政策で法人税等も軽減しておる時代において、ひとり中小企業者であるところの自動車業者のみが非常な負担を受けるようになることは、結局低物価政策に反するか、しからざれば業界は非常に経済的な圧迫を受け、経営に困難を來す状態になると思ひのであります。大蔵大臣は、このいわゆる中小企業者であります自動車業者のみに非常なる重圧を与えていくということに對して、どういふようなお考えを持っておりますか。

○一萬田國務大臣 大へんごつともな御意見のように私は思ふのであります。今日道路についての要請が非常に強いことは御承知の通りであります。この道を今後よりよくすることに、この利益が多くなると私は思つております。そういうふうな考えから、今回二千円上げまして、それがすぐに自動車賃の上昇を來す、あるいはそのために特に経営者の経営を危うくするといふことはないと考えておるわけであり

○永山委員 今日自動車は決して奢侈的なものではないのであります。トラック輸送等、特に輸送關係におきましては八五%以上の輸送をいたしてお

り、運輸關係の重大なる國家的使命を負つておる。しかもその大部分が中小企業者でありまして、これらの企業者は現在非常に経済上困つておるのでございます。このトラック業者、あるいはタクシー、ハイヤー關係がどういふようなパーセンテージで不渡り手形を出しておるか、お調べになつたことがあります。

○一萬田國務大臣 私ただいま業者から出ておる不渡り手形についての調べを持しませんの、はなはだ相済まなく思つております。

○永山委員 大體経営において業者が非常に困難な状態に迫り込まれておるというふうな観念はございまして、政府では、このガソリン税を上げて、決して業界が非常に苦況に陥るものではないといふようなお考えでございまして、その点お伺ひいたします。

○一萬田國務大臣 業界と申しますか、業者のうちで経営にお困りになつておる方のあることもむしろあると思ひます。しかしこういう会社が、経営を困難ならしめるにつきては、いろいろの原因があると思ひます。特にこれは私数字をもつて今申し上げるだけの用意がありませんが、非常に業者が多いといふことで、一つの大きな競争の結果来る点もあらうと思ひます。私の考えでは、道をよくすることに、また車体の運轉回数も増加する、あるいは事故を起すことが少くなる等から見ても、やはり自動車の運轉については、何としても、まず幾らか犠牲があつても、道をよくするといふことがやはり最も基本的ではないかと思ひます。その結果、この道を最も御使用になる方

かも鉄道輸送よりも実に二倍以上の輸送をいたしておるこれらの業者が全く窮境に立っているということを御存じ

であります。軽油を使っていると、その観光その他大自動車が相当ござい  
ますが、これらはガソリン税は一文も

まして、この損傷をいたしておるもののうちの一部分にだけ税金を重くかける。すべての税の上るときであれば

○松原委員長 申し上げますが、参議院の本会議が再開されましたので、各大臣の出席を求める連絡がございまして、

1000

昭和三十年六月七日印刷

昭和三十年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局